

# 火災予防条例改正の主なポイント

令和6年1月1日施行

## 1 蓄電池設備に係る基準の改正

改正前

蓄電池の容量	火災予防条例による規制	届出要否
4800AH・セル未満	規制対象外	不要
4800AH・セル以上	規制対象	必要

改正後

蓄電池の容量	火災予防条例による規制	届出要否
10kWh以下	規制対象外	不要
10kWhを超え 20kWh以下	規制対象 (JIS 規格等の適合品は対象外)	不要
20kWhを超える	規制対象	必要

## 2 固体燃料を熱源とする厨房設備の離隔距離の追加

設備区分			離隔距離(cm)			
			上方	側方	前方	後方
厨房設備	固体燃料	不燃以外	100	50	50	50
		不燃	80	30	—	30